

平成29年6月9日

## 株 主 各 位

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号  
日本アセットマーケティング株式会社  
代表取締役社長 越 塚 孝 之

### 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するように返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 千葉県浦安市美浜1-9<br>浦安ブライトンホテル東京ベイ 2階 グレイス<br>（会場が昨年までと異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第18期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査<br>役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第18期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）<br>計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件   |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役4名選任の件  |
| 第4号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定<br>の件   |
| 第5号議案           | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.jasset.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### (1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。  
議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### (2) 議決権行使のお取扱いについて

- ① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めの行使をお願いいたします。

#### (3) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### (4) ご利用環境

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。  
 イ. Webブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること (以下の組み合わせで動作確認をしています)。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver. 7～9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8～11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows、Windows Vista及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe Readerは米国Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (又は一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 電話 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

(注)文中の将来に関する事項は、本資料作成日現在において当社グループが判断したものであります。

#### ① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策により、企業の設備投資や個人消費に持ち直しの動きがみられ、雇用情勢も改善が進む等、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要性があり、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く不動産業界におきましても、政府・日銀による経済政策を背景に、一部地価の上昇等持ち直しの動きを見せておりますが、建築価格の上昇や日本国内の自然災害等、建物及び附属設備に影響を及ぼすリスクを抱えております。

このような状況のもと、当連結会計年度において、当社グループは流通小売業の商業施設の閉鎖店舗を積極的に取得し、ドン・キホーテグループ企業を中心に各テナント企業様に賃貸し、テナント賃貸収益の最大化を図ってまいりました。

当連結会計年度の物件の状況につきましては、関東地方に4物件（東京都－ドン・キホーテ荻窪駅前店、渋谷区物件、神奈川県－横浜市鶴見区物件、千葉県－MEGA八千代16号バイパス店）、中部地方に1物件（愛知県－ホリデイ・スクエア豊橋）、近畿地方に2物件（大阪府－MEGA弁天町店、京都府－同福知山店）、九州地方に3物件（福岡県－ドン・キホーテ福岡今宿店、大分県－MEGA大分光吉インター店、沖縄県－ドン・キホーテ宮古島店）と合計10物件を取得しました。その一方で、武蔵小杉物件を売却し、店舗建替のため横浜市鶴見区物件を解体しております。この結果、平成29年3月末時点における当社グループの保有物件数は、113物件（平成28年3月末時点 105物件）となりました。

また、各テナント企業様にエネルギーの効率的な活用によるコスト削減や最適な省エネプランの提案等、建物管理のコンサルティング事業を推進し、新たな収益の獲得を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高178億96百万円、営業利益73億82百万円、経常利益67億79百万円、親会社株主に帰属する当期純利益111億20百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年度との比較分析は行っておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「不動産賃貸事業」というセグメント名称で表記していた同事業について、より事業内容に即した「テナント賃貸事業」という名称に変更しております。

当該変更はセグメントの名称変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

「テナント賃貸事業」

当連結会計年度におきましては、事業用物件を新規取得し、収益の増強を推進してまいりました。その結果、売上高149億75百万円、営業利益72億99百万円となりました。

「不動産管理事業」

当連結会計年度におきましては、大型の商業施設物件を取得し、ドン・キホーテグループ企業のリテール（小売）店舗数が順調に増加したことから、当社の不動産各種管理の受託物件数も増加し、それに付帯する事業の業容が拡大いたしました。その結果、売上高27億16百万円、営業利益4億29百万円となりました。

「その他事業」

当連結会計年度におきましては、エネルギーの効率的な活用やコスト削減、最適な省エネプランの提案による建物管理を中心としたコンサルティング事業の推進により新たな収益確保を図りました。その結果、売上高2億4百万円、営業利益1億円となりました。

(単位：百万円)

	テナント賃貸 事業	不動産管理 事業	その他事業	調整額	連結 計算書類 計上額
売上高					
(1)外部顧客への 売上高	14,975	2,716	204	—	17,896
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	14,975	2,716	204	—	17,896
営業利益	7,299	429	100	△446	7,382

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は227億64百万円であります。その主な内訳は有形固定資産224億48百万円であり、テナント賃貸事業に係る事業用収益物件の取得によるものであります。

また、当連結会計年度において、神奈川県川崎市の武蔵小杉物件の売却を行っております。

③ 資金調達の状況

固定資産の取得資金の確保を目的として、平成28年9月に、株式会社三井住友銀行より25億円、株式会社りそな銀行より20億円の借入を行っております。

また、同じく固定資産の取得資金の確保を目的として、平成28年9月に、第6回無担保社債（25億円）、第7回無担保社債（40億円）及び第8回無担保社債（20億円）の発行を行い、計85億円の資金調達を実施しております。

さらに、平成26年12月に株式会社ドンキホーテホールディングスに対して発行した新株予約権について、平成29年1月に当社が行使指示を行った

ことにより、その全てが行使されたことで、99億90百万円の資金調達を行っております。

④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

当社は、平成28年12月22日に、不動産開発を行う株式会社アセット・パートナーズの全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。それに伴い平成29年3月期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）より連結決算に移行することとなりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期)	第 17 期 (平成28年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,378	—	—	17,896
経 常 利 益 (百万円)	803	—	—	6,779
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,833	—	—	11,120
1株当たり当期純利益 (円)	6.82	—	—	34.28
総 資 産 (百万円)	58,776	—	—	145,442
純 資 産 (百万円)	3,725	—	—	64,759
1株当たり純資産額 (円)	13.48	—	—	126.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、第16期及び第17期は連結子会社が存在しない状況であったため、当該2期は連結決算を行っておりません。
3. 当社は、平成25年11月1日付で1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますことから、株式分割が第15期の期初に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成26年3月期)	第 16 期 (平成27年3月期)	第 17 期 (平成28年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,254	13,389	16,035	17,881
経 常 利 益 (百万円)	785	4,796	6,224	6,844
当 期 純 利 益 (百万円)	1,820	4,064	5,612	11,185
1株当たり当期純利益 (円)	6.77	14.70	20.30	34.49
総 資 産 (百万円)	58,760	93,100	108,215	142,127
純 資 産 (百万円)	3,736	7,858	13,471	64,825
1株当たり純資産額 (円)	13.52	28.22	48.52	126.40

- (注) 当社は、平成25年11月1日付で1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますことから、株式分割が第15期の期初に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ドンキホーテホールディングス	22,422百万円	72.61% (26.51%)	不動産の賃借 資金の借入

- (注) 1. 平成29年1月に、株式会社ドンキホーテホールディングスから新株予約権の行使請求及び転換社債型新株予約権付社債の転換請求があったことにより、当社の発行済株式総数が236,418,918株増加いたしました。これにより、当社の親会社であった株式会社エルエヌの当社に対する議決権比率が49.19%から26.51%となったため、株式会社エルエヌは当社の親会社からその他の関係会社に該当することになりました。
2. 当社に対する議決権比率欄の( )は間接所有割合であり、内数で記載しております。
3. 親会社である株式会社ドンキホーテホールディングスからの不動産の賃借に当たっては、第三者の不動産鑑定士の鑑定に基づき、取引条件を検討し、決定しております。また、資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の提供はありません。
- 当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性及び妥当性を判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社アセット・パートナーズ	1百万円	100.00%	不動産の取得、保有、賃貸、管理及び仲介等

- (注) 平成28年12月に株式会社アセット・パートナーズの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成するための、現状の課題は以下のとおりであります。

#### ① 人材の確保と組織体制の強化

ワンストップサービスを推進する上で、2020年の五輪景気により各種産業の人材ニーズが高まっております。とりわけ建設及び不動産業における人材の確保が困難となっております。今後は一層の採用活動を強化するとともに、不動産業に精通した専門性の高い人材確保の体制を強化し、効率的な組織体制を構築してまいります。

#### ② ワンストップサービスの向上

不動産を取得し、物件の賃貸から管理及び保守・メンテナンスまでのワンストップサービスを提供する総合不動産業として、テナント企業様にご満足いただけるワンストップサービスのクオリティ改善を図ります。そしてテナント企業様に対して質の高いサービスを提供し続け、さらなる新規テナント企業様の獲得を目指してまいります。

#### ③ 保有物件の保守・メンテナンスの強化

当社グループが物件を保有する地域において、大規模な地震等が発生した場合、大きな損害が生じる可能性がございます。各物件の点検・監視体制を強化し、クラック（ひび割れ）の補修等を行い、事前対策を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成29年 3月31日現在)

事業区分	事業内容
テナント賃貸事業	当社グループが賃借・保有する不動産の賃貸事業を行っております。
不動産管理事業	当社グループが賃貸した不動産を始めとする、商業施設等における管理・運営・保守等の事業を行っております。
その他事業	エネルギーの効率的な活用やコスト削減、最適な省エネプランに関するコンサルティング事業を行っております。

(注) 当連結会計年度より、従来「不動産賃貸事業」というセグメント名称で表記していた同事業について、より事業内容に即した「テナント賃貸事業」という名称に変更しております。

(6) 主要な事業所 (平成29年 3月31日現在)

当社 本社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
札幌事務所	北海道札幌市中央区南2条西4丁目1番地
大阪事務所	大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号

(7) 使用人の状況 (平成29年 3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
テナント賃貸事業、 不動産管理事業、 その他事業	96名	—
全社(共通)	7名	—
合計	103名	—

- (注) 1. 使用人数には当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。
3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	7名減	37.0歳	3.2年

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。
3. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金額	残高
株式会社りそな銀行		6,100百万円
株式会社三井住友銀行		4,375百万円
株式会社ドンキホーテホールディングス		1,680百万円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 1,000,000,000株

② 発行済株式の総数 512,851,318株

(注) 発行済株式の総数は、平成29年1月に新株予約権の権利行使及び転換社債型新株予約権付社債の転換により、236,418,918株増加しております。

③ 株主数 21,293名 (前期末比2,446名増加)

④ 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ドンキホーテホールディングス	236,418,918株	46.09%
株式会社エールエヌ	136,000,000株	26.51%
STAR ASIA JAPAN SPECIAL SITUATIONS II SUB LLC	7,454,600株	1.45%
株式会社SBI証券	3,298,300株	0.64%
深江今朝夫	2,336,500株	0.45%
藤見幸雄	2,209,700株	0.43%
COMMERZBANK A.G., FRANKFURT PRINCIPAL ACCOUNT	1,900,000株	0.37%
中山高德	1,882,300株	0.36%
渡辺正博	1,773,700株	0.34%
塩野芳嗣	1,605,100株	0.31%

(注) 持株比率は自己株式(700株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権の状況

平成26年11月27日の取締役会決議に基づき発行した、第5回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、平成29年1月に全ての行使が完了いたしております。

#### 4. 会社役員 の 状 況

##### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

当会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	越 塚 孝 之	日本商業施設株式会社 取締役 株式会社リアリット 取締役
取 締 役	進 藤 陽 介	—
取 締 役	和 知 学	当社 管理本部部長 株式会社ドンキホーテホールディングス IR部マネージャー
取 締 役	木 村 高 大	日本商業施設株式会社 事業開発室室長
取 締 役	馬 淵 亜 紀 子	弁護士 株式会社リアリット 監査役
常 勤 監 査 役	西 島 宏 一	株式会社ドンキホーテホールディングス 内部監査室
監 査 役	金 子 淳	弁護士 金子総合法律事務所代表
監 査 役	宮 田 勝 弘	—

- (注) 1. 取締役和知学氏、木村高大氏、監査役西島宏一氏は、平成28年6月29日開催の第17期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。  
2. 取締役馬淵亜紀子氏は、社外取締役であります。また、馬淵亜紀子氏を東京証券取引所に独立役員として届けております。  
3. 監査役金子淳氏及び宮田勝弘氏は、社外監査役であります。

##### ② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退任日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
安 本 龍 司	平成28年6月29日	任期満了	取締役 株式会社ドン・キホーテシェアードサービス 特務管理部兼店舗開発部部長代理
高 居 義 将	平成28年6月29日	辞任	常勤監査役 株式会社ドンキホーテホールディングス 内部監査室室長代理

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

##### ④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

###### 1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (内、社外取締役)	6名 (1名)	22百万円 (2百万円)
監 査 役 (内、社外監査役)	4名 (2名)	5百万円 (3百万円)
合 計	10名 (3名)	28百万円 (5百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 報酬限度額は、取締役が月額30百万円、監査役が月額3百万円であります。
- 2) 社外役員が親会社等及び親会社等の子会社等から受けた報酬等の総額  
 当事業年度において、社外役員が、親会社等及び当社を除く親会社等の子会社等から役員として受けた報酬等の総額は2百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 取締役馬淵亜紀子氏は、株式会社リアリットの監査役であります。同社は、当社の親会社である、株式会社ドンキホーテホールディングスの連結子会社であります。

監査役金子淳氏は、金子総合法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

なお、社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者等又は業務執行者でない役員との親族関係について、該当する事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 馬 淵 亜紀子	当事業年度に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 金 子 淳	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 宮 田 勝 弘	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の100%に出席いたしました。主に不動産業界における長年の経験を活かし、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 UHY東京監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、平成29年6月29日開催予定の第18期定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本方針について見直しを行います。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定日：平成29年3月31日)

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- 2) 当社の取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役会が、取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- 3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- 2) 社内情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、コンプライアンス委員会が当社及びグループ会社の組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、取締役会及び担当部署が当社及びグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- 2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
- 3) リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告していく。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた関係諸規程を定め、適時適切にこれを見直す。
  - 2) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。
  - 3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの担当者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。
  - 2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス事務局がその運営を行う。
  - 3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、使用人が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。
  - 2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社のグループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役会事務局スタッフについての人事（処遇、懲罰を含む）については、事前に常勤監査役に報告しなければならない。
  - 2) 監査役会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査役より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合には、必要な支援を行う。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役又は監査役会に報告する。
  - 2) 監査役は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。
  - 3) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査役及び監査役会事務局からの会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 4) 上記各号に係る報告をしたことを理由として、当該監査役に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。
  - 5) 内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査役会への報告も行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、当社及びグループ会社の取締役との間で、必要に応じて意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
  - 2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に当社監査役に報告するものとする。
  - 3) 監査役がその職務の執行について必要となる費用の支払いの請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役会が取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底しております。

また、「内部統制システムの整備の基本方針」を定めるとともに、業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努め、每期継続的に内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施しております。さらにモニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。平成29年3月31日に当社取締役会においてこれらも踏まえた「内部統制システムの整備の基本方針」の見直しを行い、決議いたしました。

② コンプライアンス体制及び損失の危険の管理の体制

取締役は、弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成したコンプライアンス委員会と連携し、当社及び当社グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価及びコンプライアンスに関する事項の教育を実施しております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度の内容はコンプライアンス委員会にて審議を行い、その内容を適時適切に当社取締役会及び監査役に報告しております。

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会及び監査役へ報告がされ、また内部監査室が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況について把握しております。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導や支援の実施をしております。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役及びグループ会社各社の取締役、監査役との間で意思疎通を図る機会を設け、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査役に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

また、監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

(3) 反社会的勢力への対応

当社及びグループ会社は、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

① 当社及びグループ会社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。

② コンプライアンス規程の倫理規範において、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を規定しております。

また、同規定の行動指針において、以下のとおり反社会的勢力との関係を遮断する旨を規定しております。

1) 事業活動を行うにあたり、反社会的勢力とは接触せず、取引関係を含め一切の関係を遮断する。

2) 反社会的勢力による不当要求は、断固これを拒絶し、法令及び社内規則、規程及びマニュアルに従い組織全体として対応する。

3) 反社会的勢力に対して、裏取引・資金提供・利益供与は一切せず、また、これを受けない。

- ③ 反社会的勢力による暴力的な要求、又は不当な要求への対応を含む危機管理全般に関する事項の管掌部署を「管理本部」とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して、情報の収集・管理を行い、事案の対応を行います。
- ④ コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関する全社員対象の研修を定期的に行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>28,631</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,822</b>
現金及び預金	24,170	1年内返済予定の 長期借入金	250
売掛金	314	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	475
前払費用	689	1年内償還予定の社債	2,216
預け金	271	債権流動化に伴う 支払債務	7,125
未収入金	530	未払金	1,807
短期貸付金	747	未払法人税等	1,761
繰延税金資産	1,265	未払消費税等	334
その他	646	前受収益	1,293
貸倒引当金	△4	その他	560
<b>固 定 資 産</b>	<b>116,811</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>64,860</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>108,102</b>	社 債	12,790
建物及び構築物	55,355	債権流動化に伴う 長期支払債務	21,164
工具、器具及び備品	23	長期借入金	10,225
土地	51,635	関係会社長期借入金	1,205
建設仮勘定	1,088	長期預り金	17,721
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,625</b>	PCB廃棄物処理費用引当金	4
借地権	316	資産除去債務	1,749
のれん	2,297	<b>負 債 合 計</b>	<b>80,682</b>
その他	11	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,083</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>64,759</b>
投資有価証券	1,485	資 本 金	21,621
差入保証金	522	資 本 剰 余 金	19,814
繰延税金資産	3,995	利 益 剰 余 金	23,324
その他	80	自 己 株 式	△1
<b>資 産 合 計</b>	<b>145,442</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>64,759</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>145,442</b>

# 連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,896
売 上 原 価		9,830
売 上 総 利 益		8,065
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		683
営 業 利 益		7,382
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	304	
そ の 他	32	337
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
株 式 交 付 費	133	
社 債 発 行 費	151	
債 権 流 動 化 費 用	529	
そ の 他	39	940
経 常 利 益		6,779
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,415	7,415
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	429	429
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,764
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,775	
法 人 税 等 調 整 額	869	2,644
当 期 純 利 益		11,120
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11,120

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					新 予 約 株 権	純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当連結会計年度期首残高	4,097	2,290	7,025	△1	13,413	58	13,471
会計方針の変更による 累積的影響額			5,178		5,178		5,178
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	4,097	2,290	12,204	△1	18,591	58	18,649
当連結会計年度変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	17,524	17,524	△0		35,048	△58	34,989
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,120		11,120		11,120
当連結会計年度変動額合計	17,524	17,524	11,120	—	46,168	△58	46,110
当連結会計年度末残高	21,621	19,814	23,324	△1	64,759	—	64,759

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,209	流 動 負 債	15,287
現金及び預金	21,764	1年内返済予定の長期借入金	250
売掛金	314	1年内償還予定の社債	2,216
前払費用	689	債権流動化に伴う支払債務	7,125
預け金	271	未払金	1,783
未収入金	529	未払法人税等	1,761
短期貸付金	747	未払消費税等	332
繰延税金資産	1,265	前受収益	1,288
その他	631	その他	530
貸倒引当金	△4	固 定 負 債	62,014
固 定 資 産	115,918	社 債	12,790
有形固定資産	99,492	債権流動化に伴う長期支払債務	21,164
建物	55,213	長期借入金	10,225
構築物	141	長期預り金	16,081
工具、器具及び備品	23	PCB廃棄物処理費用引当金	4
土地	43,135	資産除去債務	1,749
建設仮勘定	978	負 債 合 計	77,302
無形固定資産	327	純 資 産 の 部	
借地権	316	株 主 資 本	64,825
ソフトウェア	2	資 本 金	21,621
その他	8	資 本 剰 余 金	19,814
投資その他の資産	16,097	資 本 準 備 金	19,814
投資有価証券	1,485	利 益 剰 余 金	23,389
関係会社株式	10,014	その他利益剰余金	23,389
差入保証金	522	繰越利益剰余金	23,389
繰延税金資産	3,995	自 己 株 式	△1
その他	80	純 資 産 合 計	64,825
資 産 合 計	142,127	負 債 純 資 産 合 計	142,127

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,881
売 上 原 価		9,828
売 上 総 利 益		8,052
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		624
営 業 利 益		7,428
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	304	
そ の 他	45	349
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79	
株 式 交 付 費	133	
社 債 発 行 費	151	
債 権 流 動 化 費 用	529	
そ の 他	39	933
経 常 利 益		6,844
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,415	7,415
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	429	429
税 引 前 当 期 純 利 益		13,830
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,775	
法 人 税 等 調 整 額	869	2,644
当 期 純 利 益		11,185

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計			
当期首残高	4,097	2,290	2,290	7,025	7,025	△1	13,413	
会計方針の変更による 累積的影響額				5,178	5,178		5,178	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,097	2,290	2,290	12,204	12,204	△1	18,591	
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	17,524	17,524	17,524	△0	△0		35,048	
当期純利益				11,185	11,185		11,185	
当期変動額合計	17,524	17,524	17,524	11,185	11,185	—	46,233	
当期末残高	21,621	19,814	19,814	23,389	23,389	△1	64,825	

	新株 予約権	純資産計
当期首残高	58	13,471
会計方針の変更による 累積的影響額		5,178
会計方針の変更を反映した 当期首残高	58	18,649
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	△58	34,989
当期純利益		11,185
当期変動額合計	△58	46,175
当期末残高	—	64,825

独立監査人の監査報告書

平成29年5月29日

日本アセットマーケティング株式会社  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社  
の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわ  
ち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について  
監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して  
連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚  
偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統  
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書  
類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認  
められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に  
重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、こ  
れに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が  
実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重  
要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有  
効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し  
て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関  
連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法  
並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検  
討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい  
る。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企  
業会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社及び連結子会社からなる企  
業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適  
正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、「繰延税金資  
産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を  
適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直した結果、当連結  
会計年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が51億78百万円、利益剰余金  
が51億78百万円増加している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき  
利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月29日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 谷 田 修 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 河 内 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度より、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直した結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が51億78百万円、繰越利益剰余金が51億78百万円増加している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月2日

日本アセットマーケティング株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 西 島 宏 一 ㊟

監 査 役 金 子 淳 ㊟

監 査 役 宮 田 勝 弘 ㊟

(注)監査役金子淳及び宮田勝弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、定款において、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) その他、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容 \_\_\_\_\_ (下線部分) は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第19条 (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、3名以上とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">② (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第29条 (省略)</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>③ 増員または任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と區別して株主総会の決議により定めるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u> 第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第34条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(監査役会規程) 第39条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第41条～第44条 (省略)</p>	<p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 <u>当社は、第18期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>第18期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	越塚孝之 (昭和48年8月31日生)	平成11年7月 (株)ドン・キホーテ (現(株)ドンキホーテホールディングス) 入社 平成19年4月 (株)ドンキコム (現(株)リアリット) 取締役 (現任) 平成24年10月 (株)ディワン 代表取締役社長 平成25年6月 当社 代表取締役社長 (現任) 12月 日本商業施設(株) 取締役 (現任)	40,000株
2	和知学 (昭和55年1月7日生)	平成15年3月 (株)ドン・キホーテ (現(株)ドンキホーテホールディングス) 入社 平成28年2月 同社 IR部 マネージャー (現任) 6月 当社 取締役 管理本部 部長 (現任)	1,000株
※ 3	三井太郎 (昭和55年5月4日生)	平成16年11月 (株)パウ・クリエーション (現日本商業施設(株)) 入社 平成26年4月 同社 テナント開発部 部長代理 平成29年6月 同社 テナント事業部 部長 (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	木村 高大 (昭和46年1月16日生)	平成16年10月 ㈱パウ・クリエーション(現日本商業施設㈱)入社 平成27年1月 当社 施設運営部 部長代理 平成28年4月 日本商業施設㈱ 事業開発室 室長(現任) 6月 当社 取締役(現任)	3,500株
2	馬淵 亜紀子 (昭和49年6月18日生)	平成13年11月 司法試験合格 平成15年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成17年10月 阪本紀康法律事務所(現阪本・馬淵法律事務所)入所(現任) 平成20年9月 ㈱リアリット 監査役(現任) 平成25年6月 当社 社外監査役 平成26年6月 当社 社外取締役(現任)	一株
3	金子 淳 (昭和49年12月14日生)	平成13年11月 司法試験合格 平成15年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成19年12月 金子総合法律事務所開設 代表(現任) 平成26年6月 当社 社外監査役(現任)	一株
4	宮田 勝弘 (昭和29年1月15日生)	平成9年12月 ㈱不動産技術研究所 代表取締役 平成20年6月 再開発鑑定㈱ 設立 代表取締役 平成27年6月 当社 社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 馬淵亜紀子氏、金子淳氏、宮田勝弘氏は、社外取締役候補者であります。  
 (1) 馬淵亜紀子氏は、弁護士として法務分野での豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。  
 (2) 金子淳氏は、弁護士として法務分野での豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、社外役員となること以外の方法で同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。  
 (3) 宮田勝弘氏は、不動産業界における専門的な知識と幅広い経験を有しており、不動産賃貸や管理を主たる事業とする当社にとって、外部の視点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。  
 3. 馬淵亜紀子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年、社外取締役に就任する以前の社外監査役としての在任期間は1年であります。また、金子淳氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年であります。同じく宮田勝弘氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。  
 4. 馬淵亜紀子氏は、現在及び過去5年間において、当社の特定関係事業者(親会社等の子会社等)である株式会社リアリットの監査役であります。  
 5. 当社は馬淵亜紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、宮田勝弘氏も独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

6. 当社は馬淵亜紀子氏、金子淳氏及び宮田勝弘氏との間で会社法第427条第1項及び当法定款に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。馬淵亜紀子氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、金子淳氏及び宮田勝弘氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同内容の当該契約を締結する予定であります。さらに、木村高大氏の選任が承認された場合は、同氏との間で新たに同内容の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、平成19年11月28日開催の第8期定時株主総会において、月額30百万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、新たに「監査等委員以外の取締役の報酬額」を定めることとし、その報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、「年額200百万円以内」とさせていただきたいと存じます。監査等委員以外の取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を「年額20百万円以内」とさせていただきたいと存じます。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

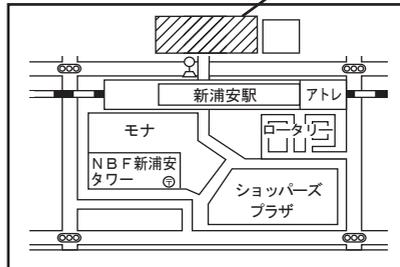
なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県浦安市美浜 1-9  
浦安ブライトンホテル東京ベイ 2階 グレイス  
電 話 047 (355) 7777



- 交 通
- (電車) ○ JR京葉線・JR武蔵野線新浦安駅より徒歩1分  
(改札口を出て「アトレ」入口手前を左折)
  - (東京ベイシティ交通バス)
    - 地下鉄東西線浦安駅(浦安駅入口)発舞浜駅行(2系統)  
新浦安駅北口下車、徒歩1分
    - 地下鉄東西線浦安駅(浦安駅入口)総合公園行(3系統)  
新浦安駅下車、徒歩1分